経済がうまくいくと社会保障は充実される。経済がうまくいかないと社会保障は弱まり、治安維持などのセキュリティが発達する。多大な人的資本があると、社会保障は発展する \rightarrow 社会保障があると人々は安心して貯蓄から消費へ財をあてる \rightarrow 景気がよくなる。人的資本が多いと社会保障の財源もしっかりしており、経済成長に応じてリターンがインプットを上回る。 $^{2019/11/28}$

社会保障の公共哲学

社会保障(social security)は、社会保険・公的扶助等の制度による生活条件の保障を指す。 日本で言えば、狭義の社会保障とは、所得保障(年金・失業保険、生活保護)・医療保障 ・介護保障・住宅保障・その他の社会サーヴィス(保育等)から成る。広義の社会保障は、 さらに雇用保障、および教育機会の保障を含む。

これらの保障は、民間の保険や年金や教育機関によって、市場を通じて供給することも可能だし、現に供給されてもいる。しかしながら、様々な理由から市場が十分に機能しない場合に、すべての人に最も基本的な生活条件の保障を行うのが、政府による公共政策の課題としての社会保障ということになる。

以下では、なぜ社会保障が求められるのかという「社会的連帯の理由」を考察した上で、 そうした理由の観点から見た現行の社会保障政策の問題や、将来的な展望にも触れる。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『改訂版 公共哲学』12章、齋藤『不平等を考える』II 部。

1. 社会保障をめぐる状況の変化

20世紀の先進諸国の社会保障の仕組は、産業資本主義の発展、経済的な大恐慌、二度の世界大戦(総力戦)、戦後の経済復興といった経緯を踏まえて、政府が全国民の経済的苦境を救う責任を持つべきだという考えにしたがって発展してきた。日本も例外ではなく、社会保障制度の多くは戦時体制に起源を持ち、60年代から70年代の高度経済成長の時期に確立された。「日本型福祉国家」ないし「日本型生活保障システム」の成立である。

しかし 20 世紀の最後の 4 半世紀の間に社会保障をめぐる状況は大きく変化した。ネオリベラリズム (新自由主義) による福祉国家の解体、「第三の道」による福祉国家の再編といった事態が生じ、こんにちに至るまで流動的な状態が続いている。日本でも日本型生活保障システムは変容を迫られている。

(1)セキュリティの重心移動

社会保障と経済の好循環:経済がうまくいくときは、社会保障も充実し、それがさらに経済成長をもたらす。①多様な人的資本の形成→競争力の強化。②将来への安心→消費支出の拡大。③就労者の増大→社会保障コストの削減。

現代における社会保障の後退(それに続く雇用保障の後退)と、治安(public security)の相対的重要度の高まり。生活保障よりも、秩序維持のほうが重要と考えられる。その背景:経済成長の鈍化に伴う財源不足、グローバル化のもとでの賃金抑制圧力。

(2)家族と性別分業規範の変容

婚姻関係の不安定化、核家族(夫婦と子ども)という前提の崩壊(単身世帯や高齢者世帯

の増加)、家族(生活)賃金慣行の見直し等

不払い家事労働、女性のダブルシフト等を自明なものとしてきたジェンダー規範の問題化

(3)社会の脱-統合化とそれへの対応

国家内部の経済格差の拡大と隔離化(segregation)の進行に伴い、全国民を統合する「サバイバル・ユニット」(N. エリアス)としての国民国家イメージが後退する。

Nationalism

社会保障を再建するための、<mark>国民感情の涵養を通じた国民再統合の必要が強調されることも多い</mark>が(たとえば、リベラル・ナショナリズム)、制度の再建による社会統合の回復という方途も考慮されるべき。

(4)「日本型生活保障システム」の変容

日本の社会支出は OECD 諸国で最低に近い水準で、財政的には「大きな福祉国家」ではない。その特徴:①福祉レジームの雇用レジームによる代替。②職域毎に分立化した制度。

③家族頼み。④人生後半(年金、医療)への偏り。

とくに①と②に関連して、以下の点が問題。

(a)労働市場内部の分極化と労働市場からの排除の進行。日経連による『新時代の「日本的経営」』(1995年)が、労働者を三種類に分割。

(b)社会保障の「セイフティネット」化とその下方修正の繰り返し:期待水準の低下、制度への信頼の低下、制度からの「退出」。

(c)社会保険の「逆機能」:保険料を要求水準まで拠出できない者、自己負担分を負えない

者が保険から退出する。社会保険料負担回避のための非正規化。企業が非正規雇用を増やして社会保険料を削減

2. 社会的連帯(solidarity)の理由

社会的連帯には大きく分けて二つの形態がある。

人称的な(interpersonal)連帯:具体的な他者に頼る・頼られること⇒<mark>親密圏におけるケア</mark> (具体的な他者の生の必要・困難への対応)。

非人称の<mark>(impersonal)</mark>連帯:一般的な他者に頼る・頼られること。<mark>特定の他者への依存の回避→社会保障。</mark>

<u>見知らぬ他者</u>との間に非人称の社会的連帯(社会保障制度を支える市民間の連帯)を形成し、維持すべき理由とは何か。ある社会の内部で再分配(資源の移転)を支持しうる理由とは何か。いくつかの理由が考えられる。

(1)生の動員(mobilization)

全国民の生(生命・身体)を戦争や生産のために動員し、「国力」を増強するために社会保障が行われる。M. フーコーのいう「生権力」の一形態としての社会保障。階級対立を抑止することで「国民」を一体化することも含まれる(ビスマルクの社会政策)。

動員の影の側面:集合的生命/身体の健康を害する、生産力を備えない、「国力」に負担 をかける等々とみなされる人々の排除・周縁化。

(2)生のリスク(risk)

分業を維持しなければいけないから合理的

生のリスクに対応するためのコストの分散・共有としての社会保障。疾病、労災、失業、 要介護、加齢等のリスクとそれに対処するための社会保険制度に典型的。

多様な能力を持つ人々の間の社会的協働(分業)の利益と、各人が利益を受けることから 社会に対して負う負債を前提とすると、連帯することは各人にとって合理的であると同時 に義務となる。たとえば、社会保険の制度化におけるハードワーカー(危険だが社会的に 必要な仕事を引き受けてくれる人々)との連帯など。 リスクは全ての人が平等に抱えているわけではない →社会保障から被る利益の期待値に差が リスク対応としての社会保障の限界:①リスクの偏在に対する認知可能性の増大(e.g. 遺伝 子検査による疾病罹患可能性の算出)により連帯の基盤が掘り崩される。②保険料を拠出で きる者と拠出できない者(無保険者)との格差が生じる。

(3)生の偶然性(contingency)

美しい容姿への課税→ それでお金を儲けてい ると判断できる場合に 課税するなど 自然的偶然性(才能)・社会的偶然性(出身家庭)・運/不運の偶然性(自然災害等)への対応としての社会保障。恵まれた生の条件を充ま充ま得た者からそうでない者への資源の分配(補償)。自らが如何ともなしえない諸事情ゆえに不利を強いられるのは不正であるとする考え方(「運の平等主義」)と親和的。

運の平等主義の限界:①偶然と選択を分ける境界について明確な線引きは困難。②<mark>偶然の</mark>選択への書き換え(e.g. 出生前診断と選択的中絶)が強いられる。③補償と引き換えに劣位性の自己認識を迫り、自己尊重を損なう恐れもある。 through compensation, the poor will always be the poor and the oppressed the oppressed.

(4)生の脆弱性(vulnerability/precariousness)

生命(心身)の根本的な有限性(非自立性)ゆえの他者への<mark>依存の不可避性(cf. M. ファインマン「必然的依存」)への対応としての社会保障。誰もが他者に依存することなしには生を保ちがたい、脆弱な存在者であるという事実の承認。この脆弱性は生・育・老・病・死という生の諸局面において顕在化する。</mark>

依存自体は当たり前のことであり問題ではないが、<mark>依存が支配(domination)に通じる危険</mark>性(他者への依存→他者の意志への依存)が問題。

支配の問題を回避するために、<mark>具体的な他者への依存から非人称の制度化された相互依存</mark>への切り替えが求められる。たとえば、ケア・ワーク(依存対応労働)の「脱私事化」。

自立 - independence 自律 - autonomy even if independence is unachievable,

(5)生の複数性(plurality/pluralization)

人々の多様な生き方を可能にし、促すための社会的資源の分配としての社会保障。 複数性がもたらすもの:差異(自らが実現しえない価値)の享受。「生の展望」が開かれていない場合、「生の計画」は貧困化・画一化して差異は生まれない。多様な才能の活用とそれらの間の相補性の形成のために、社会保障が有益。

いっそうの多様化に向けて:現行の価値評価基準で生産的とされる「価値」をうみださない生き方に対するネガティヴな評価は多様性を縮減する。評価基準自体の「問題化」「多様化」が必要。

連帯の理由についてのコメント

①「生のリスク」「生の偶然性」「生の脆弱性」「生の複数性」はいずれも、人々が他者の(恣意的に発動されうる)意志に依存せざるをえない状態に陥るのを避けようとする点で、「生の自律」(autonomy)の尊重を根本的な価値の一つとして重視している(自立independence との違いに注意)。

②市民の間に支配(domination)ないし抑圧(oppression)が生じ、その平等な関係が損なわれることを避けるという観点から見れば、社会保障はすべての人々に市民としての平等(equal citizenship)を保障するという目的をもっている(関係論的平等主義との親和性)。③連帯があればそれにただ乗りする合理的エゴイストも現れる。合理的エゴイスト(という私たちの一側面)にいかに対処するかという問題も依然として避けられないが、それと並行して、人々がすでに(暗黙裡に)コミットしている諸規範(理由)を再構成し、明示化することも重要。

3. 現行の社会保障の難点と再編への指針

これらの連帯の理由の観点から見ると、現行の制度には以下の問題がある。

(1)事後的保障

人々の自律的な生を促すもの(promotion)としての事前の保障ではなく、保護(protection) としての事後的な保障にとどまり、多様な才能が発揮される機会を十分に開くことができていない。

⇒"protection"から(とともに)"promotion"へ: たとえば、生産手段の広範な分散をはかる「財産所有のデモクラシー」(J. ロールズ)。人生後半の社会保障のみならず人生前半の社会保障の拡充。

(2)社会的・経済的格差の再生産

単に物質的に貧窮しているだけではなく心情において社会統合から離反するアンダークラス(underclass [ヘーゲルが Pöbel と呼んだ存在])をうみだす。経済的・社会的な不平等が政治的なそれに反映される。世代間の貧困の連鎖。

⇒平等な関係ないし相互性を長期的に再生産・維持できる制度へ: たとえば格差原理による最も不遇な人々の継続的な包摂。

(3)パターナリズム/スティグマ化

人々の生き方や生活習慣に対する公的な干渉。福祉受給者へのスティグマの付与(市民の間に優位・劣位の関係をつくりだす)

⇒基本的には「選別主義」(資力調査による対象の選別)から「普遍主義」へ。

(4)現金給付への偏り

現金給付には選択の自由を擁護するという利点もあるが、必要な財やサービスへのアクセスを必ずしも保障しない等の難点もある。現物給付には、現金給付に比して、用途が定まっている、限度がある、ユニバーサルである(特定の誰かのための分配ではない)、サービスに従事する人々への就労機会の拡大に役立つ等の利点がある。

⇒公共財/公共サービスへの(低コストでの)アクセスの保障(所有権とともに利用権の保障)へ。

電気、ガス、水道、交通、通信・郵便等のサービスへの公共的アクセスの維持 住居、保育、教育、保健・医療、介護等のサービスへのアクセスの公共化

(5) 労働(生産) 中心主義

就労による生活保障の構築が依然として中心的な位置をしめている。「雇用なき就労可能性」が避けられない産業構造、生産に比した再生産の軽視、不払い労働(家事労働/ケアワーク/シャドウ・ワーク)の存在等の問題に対処しえていない。

⇒時短による新たな雇用機会の創出、(生涯を通じた)ワーク・ライフバランスの確立、環境への負荷の軽減等。

4. 積極的労働政策、ベーシック・インカム、参加所得、当初分配

上に見たように、従来の社会保障は人々が生産労働に従事していること、とくに大多数の 人々が被雇用者(企業で働く人)であることを前提にしている。

雇用保障(job security):雇用の創出、解雇の規制、最低賃金の保障等

雇用保障と社会保障の従来の関係:雇用による生活保障が「主」、社会保障による生活保障が「従」。完全雇用⇒社会保険⇒公的扶助という優先順位(ケインズーベヴァリッジ・モデル)。労働する能力/機会のない者に対する補完的な生活保障としての社会保障(見田宗介)。新しい制度・政策の提案:雇用保障を重視する例:アクティベーション、社会保障を重視する例:ベーシック・インカム。

(1)アクティベーション(activation)

就労を通じた社会への再参入の促進。ワークフェアないし福祉の契約主義(就労に対する意欲を示さないかぎり福祉を打ち切る)との違いに注意。働かないことに対する "punishment" ではなく積極的に就労を促すこと。具体的には、リカレント教育、公的な職業プログラムの拡充、諸個人の実情に応じた職業紹介等のサービス、キャリア・ラダーないし従前の所得水準とリンクした所得保障など。

問題点:「雇用なき就労可能性」(先端部門はさほど雇用機会をもたらさない)、労働市場における"dualism"の再生産、AIによる労働代替による雇用機会自体の減少、問題の個人化と規律の強要という側面、"activity test"によるスティグマ化など。

(2)ベーシック・インカム(BI)

労働実態・労働能力・労働意欲といった労働をめぐる差異を一切問わない個人単位の 事前の定額の現金給付(労働と所得の分離)。生産的労働を重視する生き方の相対化⇒ラ イフ・プランの多様化、不払い労働に携わる者の所得保障、労働の代償ではない自由時 間の確保など。一律の現金給付で充たされない必要に対しては現物給付で対応。

問題点: どれだけの所得水準を保障するか(追加的な労働所得へのインセンティブを考慮するとかなり低い水準にとどめざるをえない)、労働規範への抵触(相互性の毀損)、勤労者

がいだくルサンチマンなど。所得水準と政治的受容可能性の問題を考慮すると「非理想理論」としては不適切か。

アクティベーションとベーシック・インカムの関係:労働市場の外部での生活を保障した 上での働きたい者への就労支援という構想は可能。

ベーシック・インカム (に似たもの) は部分的にはすでに制度化されている:たとえば、 児童手当、税を財源とする年金、給付付き税額控除など。

「給付付き税額控除」:支払うべき税金から一定額を控除する減税で、課税額より控除額が大きいときにはその分を現金で給付する措置。例えば、一律 15 万円の控除を導入するならば、控除前の課税額が 30 万円の人は 15 万円に、15 万円の人は 0 円になり、そして 10 万円の人には、差額の 5 万円が現金支給される。所得がもともと課税水準以下の人には 15 万円が支給される。アメリカ、イギリス、カナダなどで導入されている。日本では民主党政権時代に検討されたが、自公政権は反対している。

(3)参加所得(participation income)

A. アトキンソンらによる構想。雇用(employment)の上位概念としての仕事(work)を重視し、雇用の促進のみにとどまらない"social activation"を目指す。狭義の労働市場の外部において行われる社会的に見て有意義な活動に対して一定の所得保障を行うこと(full employment \Rightarrow full engagement)。具体的には、教育・訓練、ケア・ワーク、ヴォランティア活動などの分野における、アソシエーション、NPO、社会的企業等による仕事の提供と、政府による助成・補助(および監査)。

問題点: 国家/市民社会(アソシエーション等)がどのような仕事をどれだけ提供できるか。社会的に有意義とみなされる活動は誰によってどのような規準で定義されるのか。

(4)当初分配(pre-distribution)

提案の背景:①1990年代後半以降、内部留保の増大と賃金の低下が並行して進む。課税前の賃金そのものが低すぎる。②「日々のリバタリアニズム」:市場による分配を自然なものとみなし、税制や社会保障制度を通じた再分配を人為的なものとみなす見方。⇒再分配のみならず、当初分配(課税前所得)のあり方を見直す必要がある。具体的には、最低賃金保障、不当な賃金格差の是正、労働分配率の「適正化」、教育・職業訓練の拡充など。

問題点:内部留保・株価重視など、個々の企業にとっての「合理的」行動が課す制約。

猫文

Elizabeth Anderson, *Private Government: How Employers Rule Our Life* (Princeton University Press, 2017).

ミシェル・フーコー(渡辺守章訳)『生の歴史 I 知への意志』(新潮社、1986 年)。 市野川容孝『社会』(岩波書店、2006 年)。

見田宗介『現代社会の理論』(岩波新書、1996年)。

宮本太郎『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』(有斐閣, 2008年)。

宮本太郎 『生活保障——排除しない社会へ』(岩波新書, 2009年)。

宮本太郎『共生保障——<支え合い>の戦略』(岩波新書, 2017年)。

Liam Murphy & Thomas Nagel, *The Myth of Ownership* (Oxford University Press, 2002). 伊藤恭彦訳『税と正義』(名古屋大学出版会, 2006年)。

重田園江『フーコーの穴』(木鐸社、2003年)。

重田園江『隔たりと政治』(青土社、2018年)。

大沢真理・宮本太郎・武川正吾「[座談会]本来の全世代型社会保障とは何か」、『世界』2018 年2月号。

小沢修司『福祉社会と社会保障改革――ベーシック・インカム構想の新地平』(高菅出版, 2002年)。

Pierre Rosanvallon, La nouvelle question sociale: Repenser l' État-providence (Editions du Seuil, 1995). 北垣徹訳『連帯の新たなる哲学』(勁草書房, 2006 年)。

齋藤純一『不平等を考える——政治理論入門』(ちくま新書, 2017年).

ケネス・シーブ・デイヴィッド・サスタヴェージ(立木勝訳)『金持ち課税——税の公正をめぐる思想史』(みすず書房, 2018年)。

志賀信夫「「参加所得」構想の検討」、『社会政策』6 巻 3 号(2015 年)、98-109 頁。 志賀信夫「ベーシック・インカムの理念と実現プロセス」、『経済理論』50 巻 3 号(2013 年)、53-64 頁。

田中拓道『福祉政治史——格差に抗するデモクラシー』(勁草書房、2017年)。

Philippe Van Parijs, Real Freedom for All: What (if anything) can justify capitalism? (Oxford University Press, 1995). 後藤玲子・齊藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学——すべての人にリアルな自由を』(勁草書房, 2009 年)。

山森亮『ベーシック・インカム入門——無条件給付の基本所得を考える』(光文社新書, 2009 年)。

『平成 24 年版厚生労働白書』https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/

[資料]

■市場の補完システムとしての福祉

「福祉」という、現代の「豊かな国々」のシステムが対象とする人々は、労働する機会のない人々と、労働する能力のない人々である。後者には、疾病者、心身障害者、児童と高齢者が含まれる(医療福祉、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉)。<労働する機会のないもの>と<労働する能力のないもの>という実際上の対象規定は、現代の社会システムの欠落を補完するものとして、完璧に論理的である。「必要」を「需要」に翻訳するパラメーターは貨幣を所有することであるが、(特別な資産を保有するのでない限り)労働する機会か能力の欠如は、この翻訳するパラメーターの欠如にほかならないからである。/.....「福祉」という補完システムによる手当は.....この社会の原理的なシステムによっていったんは外部化され「排出」された矛盾の、第二次的な「手当て」であり「救済」であるという構造は、この「福祉」という領域を、基本的に傷つけられやすい(vulnerable)ものとしている。危機の局面にはいつも、「削減」や「節約」や「肩代わり」や「自己負担」や「合理化」の対象として議論の俎上にのせられるものとして

いる。<福祉>というコンセプトが、(その原的な目的性においてではなく)、システムの 矛盾を補欠するものとして、消極的な定義しかうけていないからである(見田宗介『現 代社会の理論』、112-113 頁)。

■国民的連帯の再生

こうした理由から、共通の世界への帰属感覚という意味での公民精神(civism)の再建なしには、連帯主義的な福祉国家の存在は不可能であろう。欠如しているのはたんに動員ではなく、動員の基盤となるもの、すなわち国民なのである。/新たなる集合的紐帯を見出すことなくしては、連帯を再生することは不可能であろう。問題は、日常生活における公民精神の場……が次第に解体していった点である。個人が国民と同一化するために自らを投影する制度(かつてなら軍隊)が、より脆弱で陳腐なものとなった。このような条件下で、どのようにして国民を作り直すのか。……/このように、戦争の道徳的等価物を法令によって再生できるという考えは、警戒しなければならない。今日国民を作り直す作業は、より日常に即した手段で取り組むべきである。だが前に進むためには、社会契約にドラマを与える必要を避けてはならないだろう。実際のところ、人々が社会に負うものを何らかの形で劇的なものにすることが、政治的なものの果たす本質的な機能でありつづける。政治の役目は社会的紐帯をより読解可能で可視的なものとしつつ、それに形を与えるのに貢献することなのである(P. ロザンヴァロン『連帯の新たなる哲学』、74-75頁)。

■生-権力

このような〈生-権力〉は、疑う余地もなく、資本主義の発達に不可欠の要因であった。 資本主義が保証されてきたのは、ただ、生産機関へと身体を管理された形で組み込むとい う代価を払ってのみ、そして人口現象を経済的プロセスにはめ込むという代償によって のみなのであった。しかし資本主義はそれ以上のことを要求した。資本主義にとっては、 このどちらもが成長・増大することが、その強化と同時にその使用可能性と従順さとが必 要だった。資本主義に必要だったのは、力と適応能力と一般に生を増大させつつも、しか もそれらの隷属化をより困難にせずにすむような、そういう権力の方法だったのである。 権力の制度としての国家的大機関の発達が生産関係の保持を保証したとするなら、〈解剖 学的で生に基づく政治学〉の基本は――十八世紀に権力の技術として発明されたもので あり、この技術は社会体のすべてのレベルに存在し、かつ極めて多様な制度によって用い られていたが(家族と軍隊、学校と警察、個人に関わる医学と集団の行政管理のいずれで もだ) ――経済的なプロセス、その展開、そこに実現されそれを支えている力といったも ののレベルで働いていたのである。そのような政治学の基本はまた、社会的差別と階層化 の要因としても作動したのであり、それぞれの階層の力に働きかけ、支配の関係と覇権の 作用とを保証したのだ。人間の蓄積を資本の蓄積に合わせる、人間集団の増大を生産力の 拡大と組み合わせる、利潤を差別的に配分する、この三つの操作は、多様な形態と多様な 手法に基づく〈生・権力〉の行使によって、ある部分では可能になったことだ。生きた身 体の取り込み、その価値付与、その力の配分的経営、これらはこの時点で不可欠なものだ

った (フーコー『生の歴史 I 知への意志』、178-179 頁)。

■才能の多様性の活用

共同資産(common asset)とみなされるべきものは、生まれつきの才能の分配ないし分布である。つまり、人々の間の違いである。そうした違いには、同一種類の才能(体力や想像力等々)に関する違いだけでなく、異なる種類の才能の違いも含まれる。こうした多様性が共同資産とみなされうるのはなぜかというと、そのような多様性によって、さまざまな才能をそれらの間の違いを利用して適切な仕方で組織化すれば、無数の相補性が可能になるからである(J.ロールズ『公正としての正義 再説』、131-132 頁)。

■ハードワーカーとの連帯

社会保険が制度化されるまでの長い道のりを、エワルドは『福祉国家』の中で丹念に描写している。そこでは、炭鉱労働や蒸気機関を扱う労働など、事故が多くしかも重篤で大規模な損害をもたらす現場が、「自己の責任と補償」をめぐってクローズアップされてゆく経緯が描かれている。つまりリスクの社会化という問題は、はじめからリスクの偏在が認められる場面で議論されていた。皆が等しくリスクにさらされているわけではない。ではそれを前提に、事故やけがなど誰の責任でもない不幸に備えて誰が負担するのか。このような問題設定によって、リスクを社会的責任と社会的権利の次元で捉える枠組が徐々に作られていったのである。ここには、誰もが等しく予見不可能な未来に対して等しいリスクにさらされていると見なすという、確率における無差別の法則に当たる考えはない。むしろ、危険な業務をすべての人がその恩恵を受ける社会的行為と捉え、社会全体がその危険に対して責任を負う義務があるという、すでに述べた分業―社会的負債―連帯の認識が形成されていったのである(重田『隔たりと政治』、259-260頁)。

■自律の保障

他者に依存することは、いわゆる「自立」との関係において否定的に評価されてきた。社会保障についても、それにかかるコストを削減しようという関心から、また国家官僚制の肥大化を避けようとする関心から、人々を極力自立した状態に置くべきであると語られてきた。…/しかし、他者に依存して生きることそれ自体は避けられるべき事柄ではなく、むしろすべての生にとって基本状況とも言うべき事柄である。重要なのは、「他者に依存すること」と「他者の意思に依存すること」とを区別し、他者への依存がその意思への依存を導くことがないように、依存とそれに応える関係を社会的に制度化することである…。/後期高齢者の多くあるいは重度障碍者や難病者などの場合は、社会保障の役割を「自立」の促進として描くことは明らかに不適切である。それは、人々が「自立」を達成できない条件のもとでも、したがって、他者に多かれ少なかれ依存する生活条件のもとでも、他者の意思への依存を回避し、「自律」を享受することができるように機能するものでなければならない。言いかえれば、私たちの生において依存関係が避けられないからこそ「自律」が価値をもつのである(齋藤『不平等を考える』、106-108 頁)。

以上